

県民の皆さまへ(お願い)

新型コロナウイルス感染症は、昨年11月以降、第3波として、全国で拡大の一途をたどっています。県民の皆さまにおかれましては、3つの密(密閉・密集・密接)、を避け、不要不急の外出を控えるなど、感染拡大防止ための行動をとっていただいていることと存じます。

1月7日、政府より、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県を対象に「緊急事態宣言」が再発令されました。期間は令和3年1月8日から2月7日までの1カ月です。また、1月13日には、新たに大阪府、京都府、愛知県、兵庫県及び岐阜県の関西地区の2府3県と福岡県・栃木県に「緊急事態宣言」が発令されました。発令期間は、いずれも首都圏と同様に2月7日までです

今回発令された「緊急事態宣言」は、首都圏並びに関西地区を対象とするものですが、決して対岸の火事ではなく、宮城県におきましても感染の拡大が懸念されています。すべての県民の皆さまには、あらためて次の行動をとっていただきますよう、お願いいたします。

- ・3つの密(密閉、密集、密接)を避けること
- ・マスクの着用
- ・手洗い、換気、加湿の励行
- ・不要不急の外出の自粛

これ以上、新型コロナウイルス感染症を拡大させないように、県民皆で対策を講じましょう。

薬局では、「緊急事態宣言」の発令後も、薬局内の感染防止対策をしっかり行い、皆さまに必要な医薬品の提供に努めてまいります。

どうぞ安心して皆さまの「かかりつけ」の薬剤師・薬局をご利用いただきますようお願い申し上げます。

令和3年1月15日

宮城県薬剤師会